

## 宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市内の居宅介護支援及び介護予防支援、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を提供する介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の確保を図り、質の高いサービスの安定供給に資するため、介護支援専門員実務研修等を修了した者に対し、研修受講費を予算の範囲内で交付する宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金（以下「助成金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象研修)

第2条 助成金の交付対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、次の課程の研修とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の4第1項に規定する介護支援専門員実務研修
- (2) 介護保険法施行規則第113条の18第1項に規定する更新研修
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の8第2項に規定する更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修
- (4) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修
- (5) 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修
- (6) 介護保険法施行規則第113条の16第1項に規定する再研修

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条に定める対象研修を修了した者のうち、助成金交付申請日が、対象研修を修了した日の翌日が属する年度、又は翌年度にあり、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 宝塚市内に所在する指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターを含む。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「対象事業所」という。）を運営する法人に雇用され、対象事業所に勤務する者であり、現に介護支援専門員の資格を活用した業務に従事する者

対象事業所の指定基準に関する「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」における職種及び常勤又は非常勤並びに専従又は兼務については問わないものとする。

(2) 対象研修を修了した日以降の対象事業所1か所における勤務期間（休職期間は除く。）が3か月を経過し、かつ引き続き勤務している者

(3) 対象研修受講に係る費用を完納している者

(4) 国、都道府県、他の市区町村その他の機関から公的な制度による対象研修に係る助成を受けていない者

(5) 対象研修を修了後、介護支援専門員等の登録済又は更新申請の要件を満たしており、申請予定若しくは申請完了している者

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が受講した対象研修の受講に係る受講費（受講料及び資料代）とする。ただし、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用は含まない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切捨て）とする。

2 兵庫県以外の他道府県で対象研修を受講した場合は、兵庫県福祉人材研修センター又は兵庫県介護支援専門員協会が開催する対象研修の助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切捨て）を上限とし、他道府県が実施する対象研修の受講にかかる助成対象経費を比較して少ない額とする。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付申請及び請求は、第3条に定めた要件をすべて満たした上で、別に定める受付期間内に、次項の規定により行うものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 対象研修を修了したことを証する書類の写し

(2) 助成対象経費の領収書の写し

(3) 勤務証明書（様式第2号）

(4) 介護支援専門員証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された場合は、これを審査し、適当と認めるときは、宝塚市介護支援専門員等法定研修費用助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取消すとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(調査等)

第9条 市長は、助成金の交付に関する事務を適正に実施するため必要と認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせる(以下「調査等」という。)ことができるものとする。

2 助成金の交付を受けた者は、特別な事情がある場合を除き、前項の調査等に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日以降に受講した研修の費用について適用する。

(失効規定)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。